

「待った!! みんなの施設の縮小・廃止」

「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」の問題を探る

待った!!



2016年12月

発行 日本共産党新宿区議会議員団

編集協力: 東京自治問題研究所

日本共産党新宿区議団はこの間、区民生活に欠かすことのできない図書館、地域交流館や児童館、小中学校・幼稚園などは減らすのではなく増やし充実させようと、みなさんとともに運動し前進させてきました。

新宿区は、区有施設の今後を大きく左右する「新宿区公共施設等総合管理計画」を今年度（2016年度）中に策定するとして、昨年度「施設白書」を作成し、同計画の「素案」を11月に発表しました。現在、区民の意見を聴くパブリック・コメント（11/25～12/26）が行われていますが、「素案」では区民の財産である区有施設を“不動産活用”すること、統廃合・集約化で区施設を22%（総床面積で）削減すること、施設使用料の値上げや有料化をすることが示されています。区民の願いと逆行する「新宿区公共施設等総合管理計画」に、“待った!!”をかけるため、東京自治体問題研究所のお力もお借りして計画の分析等を行いパンフレットを作成しました。区民のみなさんにご活用いただけたら幸いです。

2016年12月 日本共産党新宿区議会議員団

なぜ、「公共施設等総合管理計画」を問題にするのですか。

「公共施設等総合管理計画」 とは何でしょうか

●なぜ新宿区は「公共施設等総合管理計画」を策定しようとしているのでしょうか

今回、新宿区が「素案」を示した「公共施設等総合管理計画」は、国（総務省）が全国の自治体に作るよう要請しているものです。なぜ要請しているのかと言えば、この「公共施設等総合管理計画」が、安倍政権が目指す「成長戦略」の一つとされているからです。

具体的には、2013年6月14日に閣議決定された「成長戦略」（＝『日本再興戦略』）の中に、「インフラ長寿命化基本計画」を策定することが盛り込まれました。その内容は、公共施設の複合化・集約化でコスト削減を図ること、また公共施設などの維持補修を担う産業を育成するというものです。

こうした国の方針にもとづいて、全国の自治体は、自らが持つ公共施設の状況を検討し、複合化・集約化を進めるための計画策定を進めているのです。ですから、新宿区が「公共

施設等総合管理計画」を策定しようとしているのは、国がそれを「作れ」と言っているからです。

●「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」には何が盛り込まれるのでしょうか

「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」には、公共施設の現状（老朽化度や利用状況）について書かれるのは当然として、これからの新宿区の人口の見通し、それを踏まえて経費（公共施設の維持にどれくらいお金がかかるのか）と財源の見込み（公共施設の維持にどれくらい区のお金を使えるのか）を盛り込むことになっています。

そうして区が将来使えるお金を推計した上で、使える範囲内のお金では、今後、公共施設の統合や廃止をこれだけ進めなければならないという方針を盛り込むことになります。そのために、同じような種類の施設は共用したり、公共施設の運営も民間委託にしたりして、極力お金を節約しようということになります。

つまり、新宿の将来使えるお金には限りが

あるので、公共施設は一定程度削減する必要があり、それを具体的にどう進めるのか、その進め方が「公共施設等総合管理計画」に書かれることとなります。

●「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」の特徴 総務省の要請通りの「計画」

「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」は、率直に言って、総務省の要請に「忠実」に従った内容になっています。

「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」が総務省の内容に「忠実」に従っているのは、「公共施設等総合管理計画」の中身を議論する有識者会議の構成を見ても明らかです。有識者会議の座長は根本祐二氏（東洋大学教授）です。根本氏は、この間、さまざまな自治体で「公共施設等総合管理計画」策定を後押ししてきた人物です。

根本氏の議論は、それぞれの自治体を持つ地域性・独自性といったものを無視し、「効率性」という観点から公共施設を評価し、効率性が悪いものは潰すというスタンスが貫かれています。例えば9月2日に行われた有識者会議では「現在の状況をゼロベースにして考えていくことが大切である。区の計画骨子案は現状追認の文章が端々に出てくるので、見直してもらわないといけない」と述べています。こうした「過激」な意見に引っぱられる形で「公共施設等総合管理計画」策定が進められているのが現状です。

なぜ「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」を問題にしなければならないのでしょうか

●公共施設がなくなる

「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」で対象となるのは、学校や福祉施設など、極めて公共性の高い施設も含め、全ての公共施設です。施設削減によって住民の公共施設へ

のアクセス・利便性は低下します。高齢者にとっては、公共施設に通うことが難しくなるでしょう。これは住民の生活権という基本的人権にもかかわる問題です。

●公共施設が民間企業の「食べ物」にされていく

さらに、単に公共施設が減るという問題だけではなく、公共施設そのものも民間委託化することを「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」では謳っています。したがって公共施設の運営に参入する民間企業は、「儲け」のために施設の使用料をこれまで以上に引き上げる可能性があります。高い使用料負担に耐えられない人は、事実上、公共施設から遠ざけられざるを得ないでしょう。

●公共施設とはなんなのでしょうか

公共施設とはそもそも何なのでしょう。地方自治法第244条は、公共施設（「公の施設」）について、次のように定めています。

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

つまり、公共施設は「住民の福祉の増進」のために設置されるのです。「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」はその目的を踏みにじるような内容になっています。こうした点からも、今回の「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」には大きな問題があると言わざるを得ません。

新宿の財政は「健全状態」 福祉に 53%

区も認めている 好調な歳入の伸び

「施設白書」「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」においても、区財政について述べています。

それによると「一般会計（普通会計）の歳入は1997年度以降は、おおむね増加傾向」です。区財政の歳入は、「増加傾向」です。

人口増が続く新宿区は、「区民税」が伸びているために、地方都市の財政状況とは全く違います。人口減少が続く自治体の場合には、歳入減少は深刻ですが、新宿区にはそのような「歳入不足傾向の財政危機」は、存在しません。

区の人口ビジョンでは、2030年は37万人、2060年は34万人と現在の33万人よりも多い予測です。

つまり、極端な経済変動がなければ、順調に推移するのですから、施設の維持管理費・修繕費・建替費の原資が不足する心配はありません。

自治体の財政分析には、 いくつかの指標があります。

「黒字」か「赤字」かの判定は、「実質収支」を使います。新宿区の2015（平成27）年の決算では、42.4億円の「黒字」でした。総務省は、黒字が多くなりすぎないように「実質収支比率（黒字率）を3%程度」としています。新宿区の「黒字率」は、5.1%。総務省から見ると、「やや高めの黒字率」ということになります。

自治体の「貯金」は、「積立金」と言います。国は借金漬けですが、東京都と新宿区には住民要求に応えるだけの十分な貯金があります。東京都は、3兆円超。新宿区は、376.5億円です。この新宿区の貯金は、区民一人当たり、11.2万円です。

自治体の「借金」は、「地方債（新宿区債）」と言います。新宿区の「借金」は、219.9億円。将来の支払を約束している「債務負担行為」（約束手形のようなもの）も「借金」に加えます。この「債務負担行為」は、70.2億円。合計は、290.1億円になります。

新宿区の財政判定の簡単な計算式は、最新の決算値（2015年）を代入すると、 376.5 「貯金」 $-$ 219.9 「借金」 $=$ 86.4 。借金を一度に全て返しても、 86.4 億円の「おとり」があるのです。

総務省は、夕張市のような財政破綻を防ぐために新しい指標を作りました。隠れた赤字がないかどうか、隠れた借金がないかどうか、を試す指標です。

<総務省の財政健全化指標>	<新宿区の場合>
「実質赤字比率」	0%
「連結実質赤字比率」	0%
「実質公債費比率」	0%
「将来負担比率」	0%

隠れた赤字も借金もゼロでした。新宿区の財政を総務省が財政診断をしたら、「日本でも有数の健全財政状態」と言うでしょう。

みんなの力で福祉要求を実現してきたので、高い「民生費」が実現

自治体は、住民に財政情報を伝える義務があります。税金を何に使ったのかを主権者である住民に伝えることが、財政民主主義の基本的なルールです。

新宿区も、「広報しんじゅく」や「施設白書」等で、区財政の使い道を書いています。しかし、難しい紹介になっていました。何に使ったのか(歳出)は、2つの説明方法があります。福祉や教育等に着目した「目的別分析」と民間委託費や建設費や人件費等に着目した「性質別分析」です。どちらも合計数は同じになります。

新宿区の財政説明では、そのうちの「性質別分析」だけを取り上げて解説しています。これでは、区民に十分な財政情報を提供したことにはなりません。「目的別歳出」の説明を省略しています。なぜでしょうか。

そこで「目的別歳出分析」を図表化してみました。福祉に使ったことは、「民生費」といいます。区財政の半分以上の53%が福祉

費に使われています。これは、極めて高い数字です。

この「民生費(福祉費)」には、「児童福祉費」「老人福祉費」「生活保護費」「社会福祉費(障害福祉含む)等が含まれています。

1970年代には、保育園と学童保育の住民運動で必要な公立保育園を増設してきました。1980年代から90年代は、高齢化に伴い特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンターを建設してきました。こうして歴史を重ねて充実されてきた区の福祉施設は、住民生活に必要なことから建設されて、運営されていることは、みんながよく知っていることです。

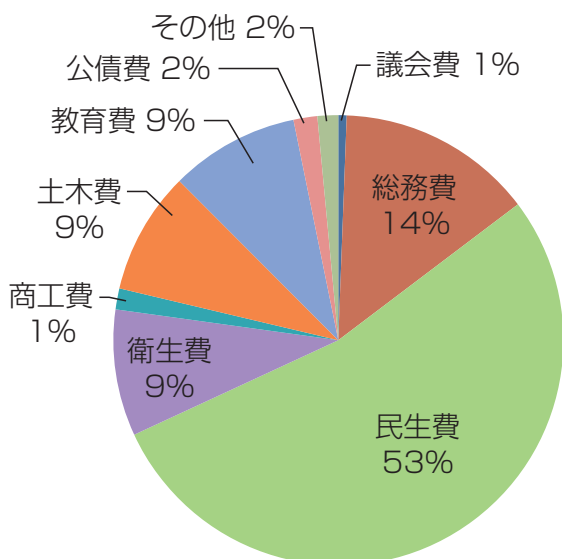
全国でトップ水準の福祉費

全国の自治体の「民生費(福祉費)」の比率は、全自治体平均が24.8%(2014年決算)です。都道府県は、15.1%、市町村は35.3%。新宿区の福祉費が、高いことが分かります。福祉国家の福祉費も50%台ですから、新宿区の財政の経緯は、福祉国家に近づいてきていることになります。この福祉が高い事実を「隠す」ために、「目的別歳出」の情報提供を区民にしていないのではないかと疑問符がつきます。

新宿区も含めた23区福祉水準の高さを「攻撃」してきたのが、政府・自公政権です。全国の自治体並みに福祉を削減するために、子ども医療費助成の削減や保育料を国基準に上げること、生活保護の抑制等、あの手この手で「攻撃」してきました。

この福祉費を削減して、再開発の建設事業費に切り替えるための「財政作戦」として、今回は「施設縮小・廃止」を考えている可能性が高いということが、財政分析の結論です。

2015年度 新宿区決算
目的別歳出の構成割合(%)



どうして、22%の施設面積削減が出てくるのですか。 正当な根拠があるのでしょうか。

22%の施設面積(延床面積)削減は、 将来の施設更新費用の不足額＝ 523 億円から導き出された試算

出発点はあくまでも523億円で、個々の施設の現状を踏まえて複合化・集約化を行なった結果、22%の面積削減が必要というような、積み上げられた計算によって導き出された数字ではありません。ではなぜ22%なのか。「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」でどのように説明されているかを確認しましょう。

まず523億円のうち、200億円を公的不動産の活用、20億円をPPP/PFIの導入によって削減するとしています。「公的不動産」の活用というのは、新宿区が持っている不動産を貸したり売ったりするということです。新宿区は地価が高いからその効果は高いと説明されています。しかし新宿区は「不動産業」を営んでいるわけではありません。公共の目的のために不動産を所有しているのであって、それは住民の財産に他なりません。「PPP/PFI」というのは、簡単に言えば、公共施設の管理運営を民間委託化することです。これによって220億円を削減するという説明です。

すると、523億円－220億円で、残りが303億円になります。この303億円を削減するために施設面積の22%削減が必要という説明です。「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」の説明はそれほど難しいものではありません。それを示したのが右頁の図です。

このように計算された135,202㎡が施設総面積(604,820㎡)の22%というわけです。

しかしこのような単純な計算で施設の削減が進められて良いのでしょうか。これは仮定に仮定を重ねた砂上の楼閣のような計算です。まず更新に必要なとなる2,710.9億円は推計です(この点は次に触れます)。次に施設総面積(延床面積)は個別の施設の機能を無視しています。公共施設には必ず施設基準というものがあり、例えば学校の場合、児童・生徒一人当たりの校舎面積や教室面積などが文部科学省令によって定められています。さらに施設の更新は一度に(1年)で行うわけではないのはその通りですが、だからといって2倍の削減が必要というのも大ざっぱ過ぎる仮定です。

このように、「22%削減」の根拠というのは、極めて「雑」な計算だと言わざるを得ません。

区の独自計算ではなく 総務省の計算方法で 施設更新費用を計算

更新に必要とされる費用の2,710.9億円も、新宿区の実情を本当に反映しているとは言えません。本来、将来必要になる施設更新費用というのは、区が独自に、個々の施設ごとに検証して計算されるべきものです。公共財産なのですから、科学的な調査によって計算されなければならないのは当然なことです。

しかし、「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」は区が独自に調査をして計算してい

1㎡あたりの
更新費用



$$\frac{2,710.9\text{億円（更新に必要とされる費用）}}{604,820\text{㎡（区有施設全体の延床面積）}} = 448,215\text{円}$$

303億円を削減
するのに必要な
延べ床面積



$$\frac{303\text{億円}}{448,215\text{円}} = 67,601\text{㎡（区有施設延床面積の11%）}$$

財政負担をな
らすために2倍
の削減が必要



$$67,601\text{㎡} \times 2 = 135,202\text{㎡（区有施設延床面積の22%）}$$

るわけではありません。総務省は全国の自治体に「公共施設等総合管理計画」を策定させるために、更新費用を計算するソフトを作っています。これは全国一律に計算できるものです。「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」は、この総務省のソフトを使って更新費用を計算しているのです。

北海道だろうが沖縄だろうが1㎡あたりの更新費用は同じ結果が出てきます。しかし新宿区と北海道などが同じ更新費用になるのでしょうか。墨田区は総務省ソフトではない更新費用ソフトで計算して「公共施設等総合管理計画」を策定しています。

自分の区の施設なのですから、独自に計算するのが当たり前です。したがって「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」の2,710.9億円という施設更新費用という出発点からして問題なのです。

住民の日常生活に不可欠な 公共施設

公共施設は住民の日常生活に必要不可欠なものであり、それぞれ固有の機能・役割を持っています。そうした機能や役割を無視して、面積だけで一律22%の削減をしようという

今回の計画がいかにかいい加減なものであるかを述べてきました。

改めて公共施設の役割を確認しておきましょう。第一は、住民の生活、つまり豊かに生活をしていくために必要不可欠なものであるということです。だから学校や保育園、特養などには施設基準（最低基準）が設けられているのであって、子育て支援や高齢化社会への対応が求められている現在、削減ではなく、一層の充実が求められます。第二は、公共施設が防災拠点になるということです。特に新宿区のような昼間人口が多い区では、区民のみならず、帰宅困難者にとっても公共施設が防災拠点としての役割を果たさざるを得ません。施設の削減はそうした防災拠点としての機能が失われてしまうことを意味します。第三は、コミュニティ機能です。この点は15頁で詳しく述べています。

このように、公共施設はさまざまな機能を果たしています。単にコスト論だけで公共施設の役割を語ることはできないのです。公共施設が持つ防災機能やコミュニティ機能を、市場に委ねる（商品として売買する）ことができるのでしょうか。市場で解決できないから区政で解決しなければならないわけです。この点をおさえておかねばなりません。



待った!! 施設縮小・廃止への疑問マ

イメージ図（公共施設等総合管理計画が目

公共サービ

複合化されると遠くなり、慣れ親しんだコミュニティが壊れてしまいます。

学校は、教育を通じた子どもの全面的成長の場所。多機能は、教育自治には馴染みません。

独身率 23 区第 1 位の新宿には、若者の生活者として地域デビューの場が必要です。
また、非正規雇用問題に対応する地域雇用相談窓口拡大も検討事項ではないでしょうか。

保育園と特養の増設は、区民の共通した理解です。人口が増えて赤ちゃんが生まれ、介護が必要な高齢者が増えるのだから、区施設の増設は当然です。削減は、時代に逆行しています。

面積削減だけでは、使っている施設改善はできません。利用者の声を丁寧に聞いてから、施設の評価を行うべきではないでしょうか。

22%削減する財政的な根拠は、明確ではありません。区民が計算しても同じ数字になるような説明が必要です。



(注) 「はみ出し」の意見は、この間、学習会などで寄せられたものを掲載しました。

(出所) イメージ図は「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」（平成 28 年 11 月）の 8 p を転載したものです。

目指す到達目標)

維持・向上

公共施設は、ハコモノとしての「施設」とそこで仕事をしている公務・公共の専門家「人」がいて、始めて役割を果たしています。先生のいない学校はなく、介護福祉士のいない特養はありません。人づくりが欠落した「施設縮小廃止」では、保育士不足になっている現実が、さらに悪化することになるのではないのでしょうか。



施設を統合してしまうと、地域の防災拠点が少なくなります。



新宿区は不動産屋ではないはずですが。安易な不動産活用ではなく、区民の生活要求に根ざした「未来型公共施設建設」を構想すべきです。



PFIは、東京では杉並区の公会堂が最初でした。地元では使いにくくなったと苦情が出ています。さらに近江八幡市と高知市の病院PFIは、破綻しています。PFIは、使うべきではありません。



220億円削減する財政的な根拠は、ないことが分かりました。入り口からやり直しです。532億円の不足額には、「維持補修費」未計上、「建設費」過少計上などの疑問が残されています。

会員制の民間フィットネスクラブは、高い利用料です。子どもから高齢者や外国の方まで、だれでも使える低料金と平等性は、区立だからできることです。

将来予算不足額 (毎年 13 億円)の試算は、正しいのでしょうか。

13 億円不足額の財政検証

区の「施設白書」では、今後 40 年間の間に施設を大規模改修や建替えたりするため 40 年間で不足するのは、(A) 費用－(B) 予算＝523.2 億円 (1 年あたり、13.1 億円) という結論を出しています。これは、正しい計算なのでしょうか。

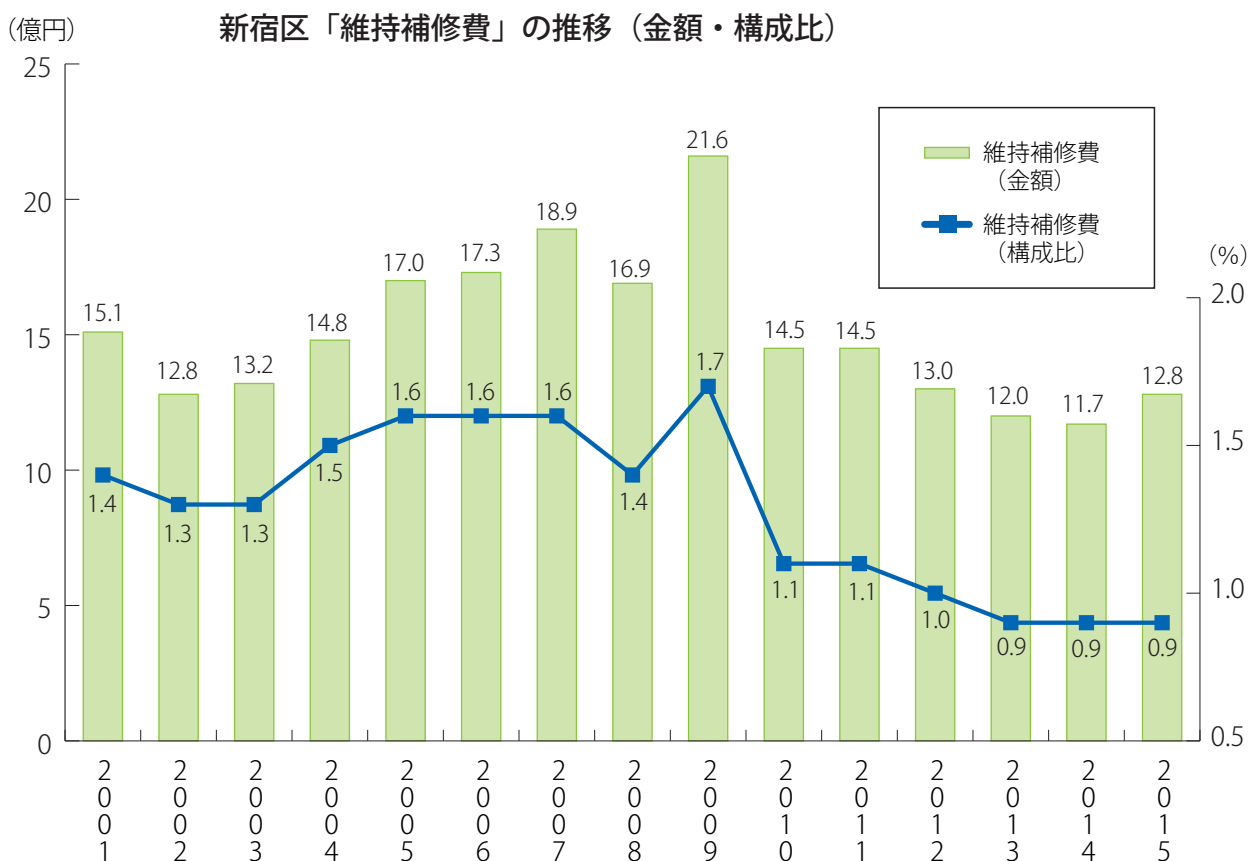
「維持補修費」の未計上問題

公共施設は、みんなの税金を使って建ててきました。ですから、大切に長く使うことが区民としても、区の施設管理としても重要なことです。

長く使うためには、マンションなどでも長期修繕計画をもって、処置できなくなる前に維持補修をすることが、建築物管理経費を最小限に抑えることは、よく知られています。

ところが、「新宿区公共施設等総合管理計画 (素案)」で主張している 13 億円不足の計算には、区が支出してきた「維持補修費」が入っていません。これは、不思議なことです。そこで区の「維持補修費」実績を財政分析してみました。

1 年間で 15 億円の「維持補修費」の実績がありました。15 億円は、歳出構成比の 1.3% にしかありません。1980 年代から、大型の



施設建設で沸き上がったバブル時期から、「維持補修費」の増額の必要性が指摘されてきましたが、区の財政政策は増額することなく推移してきました。

2015年の決算は、「住宅費」の「維持補修費」ゼロ。しかし、「委託費」として1.8億円支出しています。区は、しきりに13億円不足すると大宣伝していますが、この17億円（維持管理経費）の実績があるのですから、単純計算では〈17 - 13 = 4億円〉となり、不足金額は存在しません。

地方財政小辞典 用語解説

「維持補修費とは、地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費である。施設を保全し維持するためには、その補修が適宜に行われる必要がある。」

これからでも遅くはありません。区の「施設白書」をやり直して「維持補修費」を計上することです。

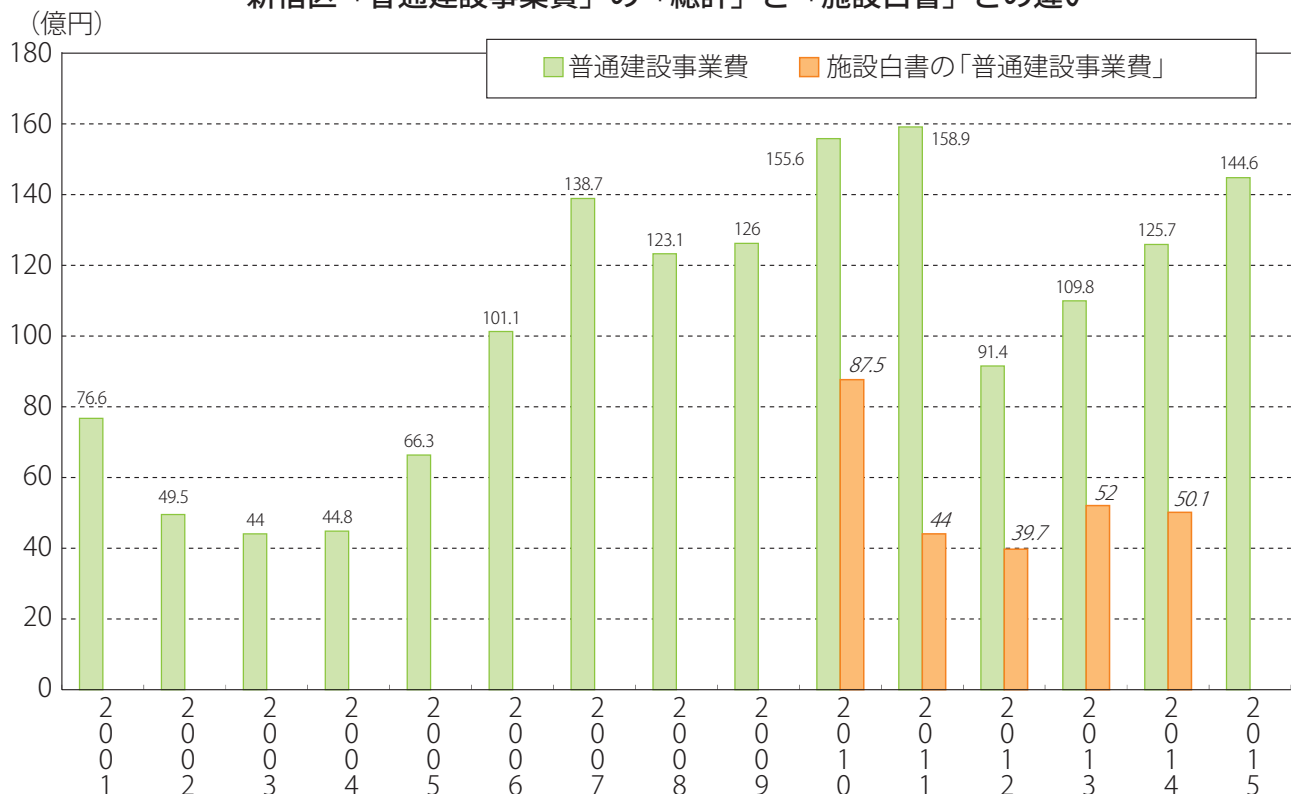
建設費の「過少計上」問題

区の施設建設について、「施設白書」では、「普通建設事業費」の実績を根拠にして、5年間で平均54.7億円の実績としています。では「普通建設事業費」は、どのように推移してきたのでしょうか。2001から2015年までの「普通建設事業費」（総務省決算カード）は、少ない年度で44億、多い年度で159億円です。平均すると、1年間で103.7億円の実績でした。

区の主張の54.7億円と実績の103.7億円との差は、49億円です。図を見るとその差がよく分かります。

「施設白書」の建設費は、過少に計上しているのではないかという疑問が出てきます。

新宿区「普通建設事業費」の「総計」と「施設白書」との違い



区は、意図的な操作を隠すためでしょうか、念のために「5年間に支出した区有施設に係る普通建設事業費の平均」と言っています。区有施設には委託をした区民施設は除かれているのではないのでしょうか。

また、道路などのインフラ経費の未計上だけでは、こうした数字にはなりません。道路橋りょう費の「普通建設事業費」(2015決算)は、17.3億円。「街路費」は、5.9億円。「公園費」は、4746万円。せいぜい20億円程度です。

つまり、「予算確保可能額」の54.7億円は、「過少計上」の問題があり、実績値の103.7億円との差については、「施設白書」からは、理解することができません。

仮の試算として、 103.7 (実績) $- 54.7$ (施設白書) $- 20$ (道路整備等) $= 29$ 億円

29億円の「予算確保可能額」が増える試算が成立します。この29億円確保額があれば、13億円の不足額も存在しないことになります。

区は、「普通建設事業費」についての財政説明責任を果たしていないのです。区民が計算をしても同じ数字にならなければ、疑われても仕方ない「過少計上」の数字です。

過大な経費計上問題

区の「施設白書」は、保育園や福祉施設や学校等施設毎に「老朽度」と「利用状況」に加えて、「コスト状況」を出しています。この施設毎の「コスト状況」は、「施設別行政コスト計算」として計算されています。

この「施設別行政コスト計算」は、費用(コスト)として、人件費や光熱水費等、詳細な数字が並んでいて、これが正しいのかどうかは、区民からは判別しにくい数字です。

その手法は、企業会計手法です。自治体会計には存在しない「減価償却費」や「退職給与費」(将来の退職金の計上)を「行政コスト」

として計上しています。

これは、自治体会計には存在しない「企業会計」手法を接合・ネットワークさせることにより、過大な経費の必要額が算定されることとなります。そして、これを根拠にして、40年間で更新費用総額の2710.9億円が導き出されることとなりました。

なぜ、施設の経費に企業会計を入れたのでしょうか。また、なぜ、企業会計を計算方法にいれるとダメなのでしょう。

自治体の財政は、住民福祉向上のために存在します。そのために公会計は、現金主義を採用して、住民から税金を徴収して、何に使うのかを議会で決めて、毎年予算で運営をしています。

一方の企業は、最大利潤の確保を目指します。そのための会計が企業会計です。その企業会計は、自治体会計と違って、税金を納税するための計算の社会的証明に使われます。

自治体は、納税義務者ではありません。企業は納税義務者です。立場が180度違います。

企業は、儲けた金(利潤)から必要経費が多くなればなるほど、税金を少なくすることができます。税金を少なくするためにさまざまな優遇税制が行われているために、大企業の内部留保が300兆円超になっていることが、社会問題になっています。その優遇税制の代表格が、施設・資本の摩耗を経費として除去する「減価償却費」と退職金の総計を経費として計上できる「退職給与引当金」です。

なぜ、「施設別行政コスト計算」に企業会計を使ったのでしょうか。それは、区民に、それぞれの施設の運営経費が高いことをアピールするためです。なぜ、こうした企業手法はダメなのでしょう。自治体は、税金を納めるのではなくて、税金を徴収する公法人です。自治体の公法人の性質上、将来の予算支出を事前に決めることはできないのです。住民の代表の議会の議決なくして予算は執行されません。その予算は、現金主義です。で

すから、「施設白書」だけが、企業会計の過剰経費の「行政コスト計算」を行うことは、財政民主主義に違反することになります。

13 億円不足は、証明されない。

第1の問題としての「維持補修費」の未計上。第2の問題としての「普通建設事業費」の「過少計上」、第3の問題としての「企業会計による行政コスト計算」で過大経費計上、

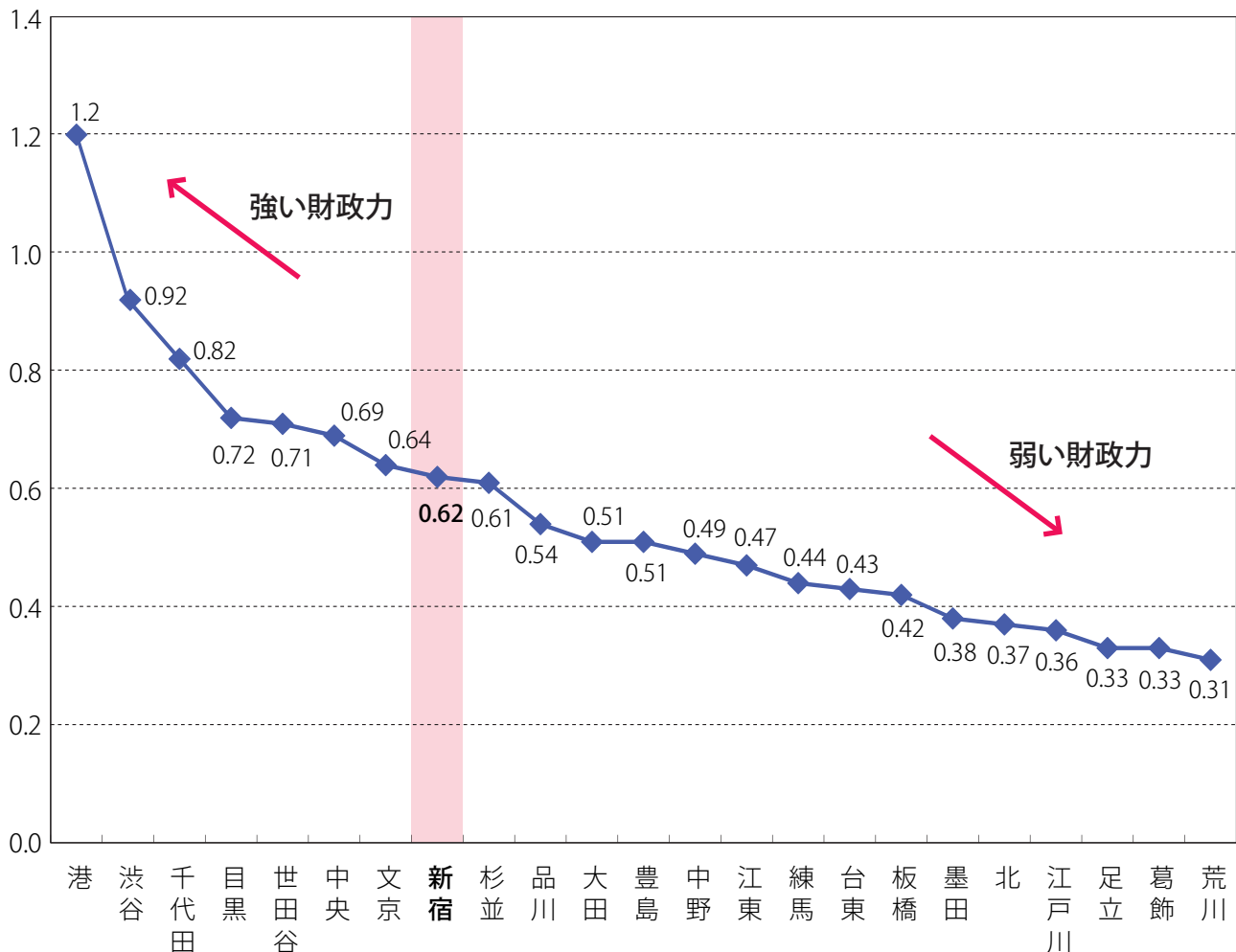
が明らかになりました。

これでは、「施設白書」が検討している合理的な財政上の理由について、住民は納得できません。

そして、「維持補修費」を計上して、「普通建設事業費」の内訳を示して実績を総計上して、企業会計のコストを除いた「施設管理経費」の再計算を行って、改めて、議会と区民に提案しなおすことが、近代的財政民主主義、予算民主主義のルールです。

自治体の財政のパワー度を比較する指標を「財政力指数」といいます。港・渋谷・千代田が23区では上位です。荒川・葛飾・足立は下位。新宿区は第8位になります。財政パワー度は上位グループに入ります。「施設白書」では財政力指数の23区比較が行われていません。

23区財政力指数の順位(2014年決算)



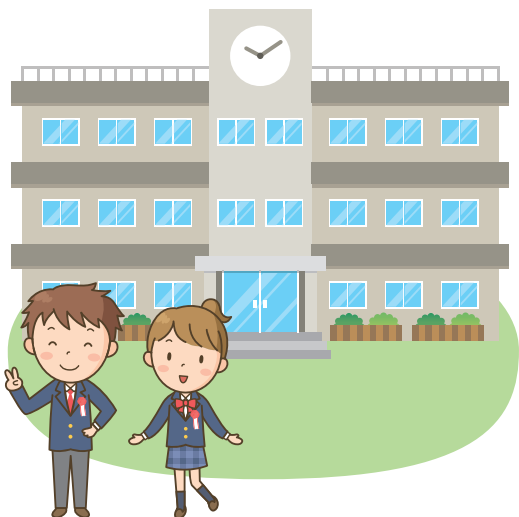
東京都は「学校老朽化経費」を先送り 「施設削減」をすれば、 東京都からの交付金が減少します。

23区は、施設の老朽化について東京都の財政負担を求めてきました。しかし東京都はそれを軽視して学校老朽化経費は、事実上先送りにしてきています。

東京都に有利な 「都区財政調整制度」

東京都に有利に作用している「都区財政調整制度」があります。

都区財政調整制度は、都が賦課徴収する市町村民税（通常は市が徴収）のうち、①固定資産税、②市町村民税法人分、③特別土地保有税の3税を「調整三税」（1兆7585円）としてその45%を東京都が上下水道、消防などに使い、残り55%（9734億円）を23区の事務に配分する「財政調整制度」です。これもすんなり決まったのではなく、1999年以前は44%、2000年度からは52%、2007年度以降55%にようやく引き上げられたものです。



この1999年の都区協議で大きな議題・議論になったのが、清掃区移管等の「主要5課題」。この中に建築50年を経過した“小中学校の建て替え経費”が含まれていました。都と区の間で決着がつかず「未完の配分割合」といわれています。つまり「学校老朽化経費」が先のばしにされました。

「施設削減」すれば 都からの交付金が減少

今この制度の性格上、新宿区が公共施設を減らせば、施設の数の財政需要減少となり東京都からの交付金とその分削減されてしまいます。

今回の総務省ソフトによる分析は、人口密度や昼間人口といった都市問題を無視しています。

ビルの真ん中の自治体と田んぼや山に囲まれた自治体では公的防災面積確保の必要性がちがいます。このような「欠陥分析」の「新宿区公共施設等総合管理計画（素案）」を区民へ押しつけるのは、地方自治の役割である住民福祉の向上に反するばかりか、地方自治破壊政策の一環になってしまいます。このような強引な、区政による区民への押しつけは許されません。

「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」は、 地域で育まれてきたコミュニティを 分断する!

コミュニティの危機

「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」は、これまでの公共施設と日常生活、地域のまとまりを縮小してバラバラにすることになり、コミュニティの分断・崩壊につながります。地域の公共施設は日常生活と密接に関係し、区民の生活を支える大事なものです。

日常的に使う公共施設は徒歩や自転車で気軽に行ける範囲にあること、また町会・自治会や区民組織が無理なくその運営に関わることが基本です。

歩いて交流できる コミュニティ拠点はもっと充実を

公共施設が地域の区民要求に基づき、運営されることは安全・安心な暮らしを支え、歩いて暮らせる範囲、地域を認識できる範囲に日常的に使う子育て関係施設、介護関係施設、社会教育施設などを、さらに充実させて、コミュニティ拠点としても計画的に整備・配置される必要があります。

日常生活の範囲に暮らしを支える施設があることは、これからの地域の高齢化や防災や災害時の対応など地域社会にとって必要不可欠なものとなってきます。

現在の状況でも、20代若者との地域コミュニティづくりは大きな課題です。公共施設の削減ではなく、公共施設の充実は、だれでも使っていくために低料金または無料でなければなりません。「新宿区公共施設等総合管理

計画(素案)」は、公共施設を縮小・廃止していくために、コミュニティを分断するだけでなく、民間フィットネスクラブのように高い会費や使用料に値上げすることも検討されています。使用料が値上げされれば、人々が集まることも少なくなったり、スポーツをする回数も減っていくことが予想されます。

フランスのパリ市郊外の自治体スポーツ改革は、だれでも自由に使うことができるテニスを実現したことでした。貴族や名家以外の人は加入できないクラブ制テニスから労働者や外国の人でも自由に使える自治体のテニス施設をつくったのです。

公共施設は、地方自治法上では福祉の増進のためと定めています。また自治体の最も基本的な役割は、地域ごとの福祉を実現し向上していくことです。

「新宿区公共施設等総合管理計画(素案)」は、自治体の基本的役割と逆行しているのではないのでしょうか。区民の声、利用者の要望をていねいに反映させた「公共施設」にしていくために「待った」をしてやり直すことが必要です。



日本共産党新宿区議団

ご意見・ご要望をお寄せください。
メール：info@jcp-shinjuku.com
ホームページ：<http://www.jcp-shinjuku.com>

住所：新宿区歌舞伎町 1-4-1 5F
TEL：03-5273-3551
FAX：03-3200-1474

各議員は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。



雨宮 たくひこ

左門町12 ライジングプラザ5A
電話 090-1544-5088



沢田 あゆみ

西早稲田2-19-1 共美ビル101
電話 090-3088-9591



あざみ 民栄

市谷砂土原町3-18
電話 090-1802-4520



川村 のりあき

西落合1-32-18
電話 070-6510-8893



佐藤 佳一

北新宿1-6-16-602
電話 090-2641-8431



あべ 早苗

新宿7-16-13
電話 090-4015-8151



近藤 なつ子

戸山1-16-16-310
電話 090-4849-3227



田中のりひで

上落合1-1-15 落合パークファミリア302
電話 080-5483-5516